海上自衛隊訓令第9号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第32条の規定に基づき、基地隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和29年9月9日

防衛庁長官 木 村 篤太郎

基地隊の編制に関する訓令

- 第1条 基地隊は、基地隊本部(以下「本部」という。)、防備隊、水中処分隊、 基地分遣隊、磁気測定所、警備所、掃海隊及び基地隊の長の直轄する自衛艦をも つて編成する。ただし、本部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。
- 2 防備隊、基地分遣隊、磁気測定所、警備所及び掃海隊の編制は、別に定めるところによる。
- 第2条 基地隊の長は、基地隊司令(以下「司令」という。)とする。
- 2 司令は、1等海佐をもつて充てる。
- 3 司令は、地方総監の指揮監督を受け、基地隊の隊務を統括する。
- 4 基地隊に、副長1人を置く。
- 5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠け たときは、司令の職務を行う。
- 第3条 函館基地隊、阪神基地隊及び下関基地隊の本部に、次の6科及び1所を置く。

総務科

厚生科

警備科

経理科

補給科

造修科

通信所

2 沖縄基地隊の本部に、次の9科及び1所を置く。

総務科

管理科

港務科

厚生科

警備科

経理科

補給科

造修科

衛生科

通信所

- 第4条 函館基地隊、阪神基地隊及び下関基地隊の総務科においては、次の事務を つかさどる。
 - (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
 - (2) 隊員の人事に関すること。
 - (3) 本部の諸施設の運用に関すること(通信所長の所掌に属するものを除く。)。
 - (4) 本部に所属する支援船の管理及び運用に関すること。
 - (5) 本部の警衛及び当直勤務に関すること。
 - (6) 港務作業に関すること。
 - (7) 地方総監が指定する航空基地施設の運用に関すること。
 - (8) 衛生に関すること。
 - (9) 海上幕僚長が定める再就職援護業務の実施に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、他の科長又は所長の所掌に属しない事項に関すること。
- 2 沖縄基地隊の総務科においては、前項第1号、第2号、第4号から第7号まで 及び第10号に掲げる事務をつかさどる。
- 第4条の2 管理科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 本部の施設の運用に関すること(通信所長の所掌に属するものを除く。)。
 - (2) 施設の整備に関すること。
 - (3) 施設の整備の監督及び検査に関すること。
 - (4) 行政財産の管理に関すること。
- 第4条の3 港務科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 本部に所属する支援船の管理及び運用に関すること。
 - (2) 港務作業に関すること。
- 第5条 厚生科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 隊員の宿舎に関すること。
 - (2) 隊員の共済組合に関すること。
 - (3) 隊員の恩給及び災害補償に関すること。
 - (4) 隊員の福利厚生に関すること。
 - (5) 隊員の被服の支給及び交換に関すること。
- 第6条 警備科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 基地隊の警備に関すること。
 - (2) 警備上必要な調査及び情報並びに秘密の保全に関すること。

- 2 水中処分隊を編成に加えない本部の警備科においては、前項各号に規定する事務のほか、機雷その他の海上における危険物の探知及び処分に関する事務をつか さどる。
- 第7条 経理科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 経費及び収入の会計に関すること。
 - (2) 物品及び行政財産の得喪等の契約に関すること。
- 第8条 補給科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 物品の調達の実施計画に関すること。
 - (2) 物品の配分、出納及び保管に関すること。
 - (3) 隊員の給食及び栄養管理に関すること。
- 第9条 函館基地隊、阪神基地隊及び下関基地隊の造修科においては、次の事務を つかさどる。
 - (1) 船舶、航空機、武器、通信機器、電波機器、水中機器及び施設(次号において「船舶等」という。)の整備に関すること。
 - (2) 船舶等の造修の監督、検査及び試験に関すること。
 - (3) 行政財産の管理に関すること。
- 2 沖縄基地隊の造修科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 船舶、航空機、武器、通信機器、電波機器及び水中機器(次号において「船舶等」という。)の整備に関すること。
 - (2) 船舶等の造修の監督、検査及び試験に関すること。
- 第9条の2 衛生科においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 診療の実施に関すること。
 - (2) 部外委託診療に関すること。
 - (3) 身体検査、健康診断、防疫その他の保健衛生に関すること。
- 第10条 通信所は、本部の使用する通信施設の運用に関する業務を行う。
- 第10条の2 水中処分隊の長は、水中処分隊長とする。
- 2 水中処分隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。
 - (1) 機雷その他の海上における危険物の探知及び処分に関すること。
 - (2) 水中器材の調査に関すること。
 - (3) 水中処分隊に配属される支援船の管理及び運用に関すること。
- 第11条 科に科長を、通信所に通信所長を置く。
- 2 科長及び通信所長は、司令の命を受け、科務又は所務を掌理する。
- 第12条 司令は、基地隊本部及び水中処分隊の隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。
- 第13条 この訓令に定めるもののほか、基地隊の内部組織に関し必要な事項は、 海上幕僚長が定める。

附則

- 1 この訓令は、昭和29年9月9日から施行する。
- 2 次の訓令は、廃止する。

地方基地隊の編成等に関する訓令(昭和28年警備隊訓令第21号) 基地隊の編成等に関する訓令(昭和28年警備隊訓令第22号)

附 則 (昭和30年4月12日海上自衛隊訓令第20号)

この訓令は、昭和30年4月16日から施行する。

附 則 (昭和34年4月16日海上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和34年5月1日から施行する。

附 **則**(昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号護衛隊の編制に関す る訓令等の一部を改正する訓令第4条)

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

- 附 **則**(昭和37年12月21日海上自衛隊訓令第28号海上自衛隊の使用 する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改 正する訓令附則第2項)(抄)
- 1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。
 - 附 **則**(昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関す る訓令等の一部を改正する訓令第3条)
 - この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。
 - 附 **則**(昭和42年9月30日海上自衛隊訓令第6号基地隊の編制に関する 訓令等の一部を改正する訓令第1条)
 - この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。
 - 附 **則**(昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第3号基地隊の編制に関する 訓令等の一部を改正する訓令第1条)(抄)

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、第1条(中略)の規定は同月30日(中略)から施行する。

附 則 (昭和45年9月28日海上自衛隊訓令第22号)

この訓令は、昭和45年9月30日から施行する。

附 則 (昭和46年3月23日海上自衛隊訓令第10号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 **則**(昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する 訓令等の一部を改正する訓令第1条)

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月12日海上自衛隊訓令第42号)

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則 (昭和49年9月26日海上自衛隊訓令第41号基地隊の編制に関す

る訓令等の一部を改正する訓令第1条)

この訓令は、昭和49年9月30日から施行する。

附 **則**(昭和50年4月2日海上自衛隊訓令第10号基地隊の編制に関する 訓令等の一部を改正する訓令第1条)

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 **則**(昭和52年12月26日海上自衛隊訓令第22号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条)

この訓令は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則(昭和53年1月30日海上自衛隊訓令第5号防衛庁組織令の一部を 改正する政令の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第1条)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和62年6月29日海上自衛隊訓令第30号)

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成2年10月1日防衛庁訓令第38号防衛庁職員給与法の一部を 改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第29 条)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成10年4月9日海上自衛隊訓令第14号)

- 1 この訓令は、平成10年6月22日から施行する。
- 2 港湾哨戒隊の編制に関する訓令(昭和33年海上自衛隊訓令第27号)は、廃 止する。

附 **則**(平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第74条)(抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成27年10月1日防衛省訓令第35号)(抄) (施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年11月27日防衛省訓令第51号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日防衛省訓令第5号)

この訓令は、平成31年3月22日から施行する。

附 則(令和7年3月21日防衛省訓令第34号「日本国とアメリカ合衆国 との間の相互防衛援助協定」に基く供与品の受領等に関する訓令等の 一部を改正する訓令第86条)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。